

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	住民税課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	税務システム	随時
2	収納課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の5	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	税務システム	随時
3	子育て支援課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の10の2	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの 八戸市ひとり親家庭等医療給付費給付条例による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの 八戸市乳幼児等医療費給付条例による乳幼児等医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	庁内連携システム 紙	日次
4	生活福祉課	番号法第9条第2項並びに八戸市個人番号の利用に関する条例第四条及び別表第二の24	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの	庁内連携システム	日次